

液体クロマトグラフ質量分析計一式の賃貸借に係る
「仕様書に対する質問書」に対する回答

No	資料名	該当箇所		質問内容	質問に対する回答
		頁	項		
1	入札公告	1	1 発注の内容	契約不適合責任期間、原則1ヶ月間とありますが、こちらは販売会社の責との認識でお間違いないでしょうか。	入札公告「1 発注の内容」に記載のとおり、契約不適合責任期間は「原則1年間」です。（「原則1ヶ月間」ではありません。） これは仕様書「保守・サポート体制」に定める保証期間（第1年度）に対応するもので、納入検収完了日から1年間、仕様不適合・性能低下・機械的故障（消耗品を除く。）を無償で修理又は部品交換していただくものです。また、その責任は契約の相手方である受注者が負うものとなります。実際の対応を製造者又はこれに準ずる者（販売会社を含む。）が行うことは契約書（案）第6条第1項ただし書により差し支えありませんが、同条第2項第3号のとおり、発注者に対する責任は受注者が負うものをご認識ください。
2	入札公告	8	19 契約保証金	履行保証保険契約を締結する場合、保険付保開始日は賃貸借開始日と契約締結日、どちらになりますでしょうか。	契約締結日となります。 契約書（案）第4条第1項のとおり、契約保証金は契約の締結と同時に納付いただくものであり、同条第2項第1号の履行保証保険契約の締結によりその納付を免除する場合も同様です。また、同条第3項により、履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を発注者に寄託していただく必要があります。 なお、保険期間の終期その他の条件については、契約締結前に協議させていただきます。

3	契約書	5	第8条 機器の設置	自然災害、半導体不足などによる社会的制約等で、止む無く納期遅延が発生した場合、ペナルティ等なくリース開始日について協議頂くことは可能でしょうか。	原則として、契約書（案）第8条第1項のとおり、借入期間の開始日（令和8年12月1日）までに機器を設置し、正常な状態で使用できるようにしたうえで、発注者の検査を受けていただくことになります。 ただし、同条第2項の規定のとおり期日までに設置し検査に合格することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその理由を付した書面により期限の延長を求め、発注者の承認を得なければならないとしています。 また、同条第3項のとおり、遅滞料は延長の理由が受注者の責めに帰するものである場合に限り生じるものとしています。そのため、自然災害等の受注者の責めに帰することができない事由による場合は、その理由を付した書面を提出いただくことで協議に応じます。
4	契約書	5	第9条 機器の保守等	保守作業は当社での対応ができない為、機器メーカー及びサプライヤーでの対応を想定しております。機器の保守責任については、機器メーカー及びサプライヤーに責任があるとの認識で宜しいでしょうか。	機器の保守等を製造者又はこれに準ずる者に委任することは、契約書（案）第6条第1項ただし書の規定により差し支えありません。 ただし、契約書（案）第9条のとおり、受注者は、機器の保守等を自己の負担において行う義務を負うものであり、また、同第6条第2項第3号のとおり、受任者又は下請負人の行為すべてについて責任を負うものとされています。したがって、発注者に対する保守の履行責任及び窓口は受注者が負うものをご認識ください。

5	契約書	6	第 12 条 機器の返還	賃貸借期間満了後の撤去の際、物件は設置場所にて引揚げるだけの状態（ケーブル等を外し、1 箇所にとどめた状態）にさせていただきますでしょうか。また、エレベーター、台車の使用は可能でしょうか。	契約書（案）第 12 条のとおり、借入期間の満了時又は契約の解除時における機器の引取りは受注者が行うものとし、これに要する費用はすべて受注者の負担となります。したがって、ケーブル類の取外しを含む撤去作業は、受注者において実施してください。ただし、接続した周辺機器及び付属物の切離しなどの軽易な作業の協力は可能です。 また、エレベーター及び台車の使用も可能です。 なお、仕様書「設置・納入・操作研修」において搬入経路の確保は受注者が行うこととしており、搬出時も同様に、事前に現地を確認のうえ実施してください。
6	その他			動産総合保険の補償範囲は、地震、噴火、などの天災による損害は対象外とする一般的なものでよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 仕様書及び契約書（案）において動産総合保険の補償範囲を定めた規定はなく、地震、噴火又はこれらによる津波を免責とする一般的な補償範囲のもので差し支えありません。 なお、機器の滅失又は損傷に係る発注者の負担については、契約書（案）第 21 条に定めるところによります。
7	その他			既存使用機器は買取、リースどちらで導入されましたでしょうか。また、何年間使用されましたでしょうか。	既存の使用機器は、購入（買取）により導入したものです。 平成 28 年 3 月に導入し、現在まで約 10 年間使用しています。